

## 国語意識の成立

伊藤 益

1

一国内における国語の存在、すなわち、それによって、諸地域の住民が、言語上の微差をのりこえて相互に意思の疎通を図りうる共通語の存在を、われわれの日常的な思维は、いわばア・プリオリな事実として把握している。だが、こうした国語観は、国家を、共通の一言語を有する一民族によって構成されるものとみなす「国民Ⅱ民族」<sup>1</sup> 国家の思想に根ざしており、しかも、その思想は、世界内にいまなお多数の多民族国家・多言語国家が存在する事実によって、現実への適合性の欠如を暴露されてしまふ。

一国内における一つの国語の存在を、ア・プリオリな事実、換言すれば、既定の歴史的事実とみなす国語観は、国語形成の史的過程とその形成過程を領導する意図とに対して、何ら認識の視座を持ちあわせていない。すなわち、この国語観は、国語が「計画」に基づいて成立せしめられた言語(国家語)としての性格を有するという事実を等閑に付している。

ラストウによる社会言語学的状況の分類において、フランスのフランス語は、日本の日本語とともに、「一つの標準語が一国全体で支配的である場合」の典型的な例と目されている<sup>1</sup>。

今日、フランス語が七〇パーセント以上のフランス国民のあいだで、母から学んだことは、すなわち「母語」として用いられており<sup>2</sup>、また、フランス語以外の言語を「母語」とするフランス国内の少数民族<sup>3</sup>のあいだでも、それが広範に習得され理解されている事実は、ラストウの指摘に信憑性が存することを、如実に示している。しかしながら、このことは、フランス語が、フランス史上において、当初から、他を圧倒する支配的な言語としての地位を確立していたことを意味しているわけではない。

一七九三年にアベ・グレゴワールの指令のもとで実施された調査によれば、フランスの標準フランス語、すなわち、「イル・ド・フランス地方のことば」<sup>4</sup> を使いこなせるものは、全人口二六〇〇万人のうち、わずか三〇〇万人にすぎなかった<sup>4</sup>。かつて、

フランス語は、かならずしも、「多数者の言語」としての位置に立っていたわけではなかったのである。

そのフランス語が、一国全体で支配的な、共通語ないし標準語としての地歩を確立しえた背景には、アカデミー・フランセーズによる強力な「言語計画」がある。すなわち、十七世紀中葉に、フランス語洗練のための公的機関として設立されたこの学士院による、イル・ド・フランス地方の母語の共通語化・標準語化への不断の努力が、フランス革命を機とするナショナリズムの台頭と相俟って、支配的な国語としての現代フランス語を成立せしめる主要因として機能した、と言っても過言ではない。

「言語計画」、換言すれば、意図的な国語（国家語）形成の試みは、唯一、フランスにおいてのみ行われたわけではない。フランス革命以後の西欧諸国、たとえば、ドイツ、イタリアなどにおいても、言語を政治的統一のシンボルとする観点から、為政者たちによって、民族の言語の純化ないしその共通語化・国語化（国家語化）が企てられた。また、日本の明治以後の義務教育過程における国語教育は、東京地方のことばを共通語化・標準語化（国家語化）し、かつ、それを国内全域に定着させることによって、国家的・国民的統一を図ろうという政治的意図によって貫かれていた。

以上の諸例、すなわち、西欧諸国や日本等の「言語計画」の諸例を勘案しつつ、それらの国々が、今日、国内において支配的な国語を有するに至っている事実に着目するならば、われわ

れは、国語形成と「言語計画」とのあいだに密接な関連を認めざるをえない。すなわち、一国内において一言語が国語としての地位を獲得するに至る背景には、為政者側の「言語計画」が存することが多いと考えなければならない。換言すれば、国語は、「言語計画」を通じて形成・確立される言語としての性格を濃厚にもつと言えよう。

ただし、国語の成立と「言語計画」との関連性は、後者が無条件に前者を可能ならしめることを示しているわけではない。「言語計画」は、それが必要かつ正当な試みとして一国内で広範に認容される場合にのみ、国語という果実を結実させることができる。そして、それが認容されるか否かは、ひとえに、国民・民族の国語意識の在り方にかかっている。たとえば、フランス革命以後の西欧諸国において、「言語計画」をある程度まで成功に導いた動因は、ナショナリズムの浸透に伴う国語意識の昂揚、すなわち、自国の独立性・自律性のメルクマールを、先進的・文化的言語と目された言語（たとえばフランス語）に対する自国語・自民族語の独自性の裡に見出そうとする意識の、国民的・民族的規模における高まりであった。

わが国の国語形成（国家語形成）には、明治政府による「言語計画」の寄与するところが大きい。国語を共通語・標準語とのみ定義するならば、それは、明治期の義務教育過程を通して、はじめて確立されたと考えなければならぬ。しかしながら、このことを根拠にして、わが国における国語意識の萌芽を明治期に見出すのは、慎重を欠いた態度であると言わざるをえない。

日本の諸文献は、つとに古代知識人のあいだで明確な国語意識が確立されていたことを示唆しているからである。

一般に、原初の意識は、そこから派生した新たな意識や、それ自身とは淵源を異にする別系統の意識に蔽われて、歴史の流れの中にその姿を秘匿してしまうことが多い。しかし、それは、歴史と、歴史を構築する人間精神の奥底に、いわば底流として細々と生きつづけ、時として水面に浮上することがある。古代の国語意識も例外ではない。それは、古代末以後、歴史の表面から姿を消すが、江戸期に至って、国学の隆昌とともに、再び、水面上に姿を現わす。

一つの変革を境として、それ以前の歴史とそれ以後の歴史とが完全に断絶するわけではないが、過去の意識は、何らかの形で現在へ、そして未来へと引き継がれてゆく。幕末から明治にかけての政治的変革が、日本史に新たな展開をもたらすものであったことは、論をまたない。しかし、反面、そうした変革を経て、なお、江戸期の、ひいてはそれ以前の意識が、明治の意識に何らかの影響を及ぼしていたことを、われわれは否定できないであろう。江戸から明治へと至る歴史、わけでも、人間の意識史は、一方で断絶を認めつつも他方では連続性を見出すようにする視座に立たないかぎり、その実態を把握しえないのである。

こうした視座に立って、明治期の日本における国語(国家語)形成の史的経緯に着目し、かつ、「言語計画」と国語意識との既述の如き連関を顧慮するとき、われわれは、江戸期に蘇生し

た古代の国語意識と、明治期の「言語計画」の主要なモチーフとして機能した明治の国語意識とのあいだに、連続性を認めざるをえない。もとより、明治の国語意識と古代のそれとがまったく一致しているとは考えられないけれども、すくなくとも、歴史の流れの中で、前者が後者の水脈を受け継いでいることだけは否めない。したがって、もし、わが国における国語の存在をア・プリオリな事実とみなす幻想を捨てて、それが一面において形成された言語としての性格を有する点を確認し、かつ、その形成過程を歴史的に跡づけようとするならば、われわれは、まず、古代に遡り、古代人の国語意識に着目しなければならぬ。

本稿は、以上のような観点に立って、古代日本人の国語意識の内実を追究するとともに、その成立事情を明確にしようと企図するものである。ただし、国語形成の史的経緯に関する全般の把握と、「国語意識史」についての国語学的かつ体系的把握とを可能にするだけの紙数の余裕や鳥瞰的視野を、本稿は持ちあわせていない。それゆえ、本稿の以下の考察は、日本古代を主たる対象とした「国語意識」の研究に尽きることにしようかと予想される。

## 2

太安萬侶は、『古事記』序の、編纂の経緯に言及する個所で、次のように述べている。<sup>6)</sup>

ここに、旧辞の誤り<sup>たが</sup>忤<sup>たが</sup>へるを惜しみ、先紀の謬<sup>あやま</sup>り<sup>まじ</sup>錯<sup>まじ</sup>れる

を正したまはむとして、和銅四年九月十八日をもちて、臣安萬侶に詔みことりして、「稗田の阿礼が誦める勅語の旧辭を撰録して献上まもららしむ」とのらししかば、謹みて、詔旨みことりのまにまに子細こまごまに採り掘ひひつ。しかれども、上古の時は、言と意とみな朴すなはにして、文を敷き句を構ふることに、字におきてはすなはち難し。

欽明朝のころにその淵源をもつと推定される古代王権の修史事業は、周知のように、天武十年(六八一)年の、いわゆる「天武史局」の発足を機に、急速に進展するが、『古事記』の編纂は、この事業の一環をなすものにはかならない。すなわち、『古事記』の編纂は、後に『日本書紀』として結実する正史編纂事業と並んで、天武天皇の首導のもと、強力に推進されたのを嚆矢とする。天武朝の「古事記」は、天武天皇自ら討覈撰録した定本(帝紀・旧辭)を稗田阿礼が解読し口誦する形で、いわば、『天武識見本』に基づく「阿礼誦習本」として編まれつつあったが、天武の死とともに編纂計画そのものが頓挫し、結局のところ完成を見なかった。だが、「阿礼誦習本」、すなわち、「原古事記」は、未完成のまま後代に伝えられ、元明天皇の命のもと、太安萬侶が旧辭撰録に着手した折の原本となる。右に引用した安萬侶による序の一節は、「現古事記」、すなわち、日本古代の主要文獻の一つとして今日われわれのあいだに流布している『古事記』が、「原古事記」を補充する形で編まれた作品であることを、如実に物語っている。

さて、右の一節によれば、「原古事記」を「現古事記」とし

て完成させる過程で、安萬侶は、一つの困難に逢着する。わが國の「上古」の言・意を文章にして書き綴る(「文を敷き句を構ふる」)には、いったいかなる表記の仕方によればよいのかという問題が、それである。安萬侶は、この問題を、

あるは一句の中に音・訓を交へ用ゐ、あるは一事の内にも  
たく訓をもちて録しつ。すなはち、辞理の見えがたきは注  
をもちて明らかにし、意況いきようの解りやすきはさらに注せず。

……(『古事記』序)

という方法を以て解決しようと図る。すなわち、安萬侶は、音訓交用表記法と変体漢文表記法(訓専用)とを併用しつつ、さらに、各種の注記を施すという独創的な表記方法によって、古語・古意を表わそうと企図したのである。

安萬侶のこうした試み、すなわち、『古事記』編纂に適した表記方法を開拓しようという試みは、「字」による表記、つまり、漢字・漢文体による表記は古語・古意の伝達には不適切である(「字におきてはすなはち難し」という認識に由来する。この認識は、日本古来(日本固有)の語・意の伝達は、日本語独自の表記方法によつてのみ可能になるという判断に根ざすものであるが、こうした判断は、明確な国語意識を反映するものであると言えよう。日本語独自の表記方法を求める志向は、日本語を、他言語によつて置換できない独自の言語と観ずる意識に支えられており、そうした意識は、まさに、「国語意識」という呼称を付与さるべきだからである。

このように、『古事記』の表記方法は、安萬侶の国語意識に

支えられつつ開拓されたが、国語意識の発揚は、実は、『古事記』という書物の基本性格が編者安萬侶に対して必然的に要請した精神的営為でもあった。すなわち、国家の由来や国政の経緯を克明に記す史書『日本書記』が、対外的視座を内含しつつ、当時の東アジア世界の共通語とも言うべき中国語に置換可能な漢文体を採択するのに対して、天皇の權威とその淵源とを国家内部に向けて明示することに主眼を置くイデオロギーの書『古事記』は、自らの主題とイデオロギーとに含まれた対内性と特殊性のゆえに、必然的に、東アジア世界に通有的な漢文体とは異なる表現形式を志向したが、その志向に沿うことは、日本語の自律性を視野に収めることなしには可能ではありえなかつた。換言すれば、安萬侶の国語意識は「原古事記」から「現古事記」に至るまでの『古事記』編纂の史的過程を首導した為政者たちの、いわば、天皇制イデオロギーとも呼ぶべき政治理念と不可分に結びついていたのである。そして、その政治理念が、当時の支配者層のナシヨナリズムを反映する点に着目するならば、安萬侶の国語意識は、ナシヨナリズムとの相関関係に立つものであったと考えなければならぬ。

しかし、ナシヨナリズムと密接に結びついた国語意識は、安萬侶の『古事記』序にあらわれるのを嚆矢とするわけではない。『萬葉集』は、その種の国語意識が、つとに、柿本人麻呂によって発揚されていたことを示している。

### 3

『萬葉集』卷第十三「相聞」の部には、「柿本朝臣人麻呂が歌集の歌に曰はく」と題する以下のような長・反歌が採録されている。

(A) 葦原の瑞穂の国は 神ながら 言挙げせぬ国 しかれども  
言挙げぞ我がする 言幸く ま幸くませと 障みなく 幸  
くいまさば 荒磯波 ありても見むと 百重波 千重波し

きに 言挙げす我れは 言挙げす我れは(三二五三)  
(B) 磯城島の大和の国は言霊の助くる国ぞま幸くありこそ(三二五四)

人麻呂歌集の歌には、つねに、人麻呂自身の作か否かという問題がつきまとうが、(A)(B)は、原文が助字などを比較的ていねいに記す非略体(常体)であること、および、その内容の面から、人麻呂自身の手になるものと推定される。

二首の解釈については、(A)における日本国の呼称(「葦原の瑞穂の国」と(B)におけるそれ(「磯城島の大和の国」と)がなにゆえに異なるのかという点や、あるいは、日本国を「言挙げせぬ国」と規定する(A)の冒頭部の姿勢と、それを「言霊の助くる国」と規定する(B)の態度とのあいだにどのような脈絡があるのかという点など、究明すべき問題が山積しているように見受けられる。しかし、それらは、古代日本人の言霊観をその根底から解明しようと企図する研究において論ぜられるべき問題であり、当面の課題は、(A)における「言挙げす」という語の繰り返しや、(B)の「磯城島の大和の国は言霊の助くる国ぞ」という

言辭を通して人麻呂が強調する信念、すなわち、自作の倭歌(A)による場合は「言靈」をふるいたたせるに相違ないという確信が、日本国とその言語についての自覺的姿勢に支えられている点を明確にすることにあらる。

さて、『萬葉集』卷第十三の編者は、(B)の左注に「右五首」と記している。これは、(A)(B)が、「待つ女の心を述べた歌として、遠く旅立つ官人を送る宴席などで誦詠されたものか」と推定される先行三首(三二五〇―三二五二)とともに、内容上、五首一組をなすことを示す。この点を踏まえつつ、さらに、(A)において、幸を祈るための媒材として「波」という語が多用されている点を勘案するならば、(A)(B)は、大海を渡って異国へと赴く官人、すなわち、遣外国使を見送る折に詠まれた饞はなむけの歌ではなかつたかと考えられる。

その饞の歌(A)(B)は、言うまでもなく、遣外国使の無事を祈願することに主眼を置くものであるが、小型長歌プラス反歌(短歌)という比較的小規模な歌形式の中で、再度にわたって日本国の特徴を強調している点を顧慮するに、それらは、遣外国使の赴く異国に対する対抗意識を表現するものでもありと考えられる。すなわち、作者人麻呂は、(A)の(a)「葦原の瑞穂の国は神ながら言挙げせぬ国」という言辭と、(B)の(b)「磯城島の大和の国は言靈の助くる国ぞ」という言辭を通して、日本国の他国に対する独自性を主張しているものと解しうる。

ただし、(a)は、「しかれども」以下における作者の立場の転換とともに、長・反歌(A)(B)全体の主旨にそわぬ言辭として、

作者の相念の外に捨象される。あえて「言挙げ」を強行し、それによって「言靈」を躍動させようとする立場に立った、(A)の「しかれども」以下の部分および(B)における人麻呂にとって、「言挙げせぬ」ことに神意への適合性を見出す(a)の立場は、もはや、精神的支柱とはなりえなかつたのである。かくして、(A)(B)全体の主旨に適い、かつ、人麻呂の他国への対抗意識を充足させうる言辭は(b)のみとなる。

その(b)によって、日本国(「磯城島の大和の国」)は、言語に宿る靈力が、言語内容を実現し、言語行為の主体(住民)を援助する国として特徴づけられる。ここで、日本国の対外的独自性のメルクマールとして誇示される特性は、日本国の言語、すなわち日本語の、外国語に対する特殊性以外の何ものでもない。したがって、言辭(b)のうちに集約される長・反歌(A)(B)の対外意識(対抗意識)は、自国固有の言語の自律性ないし独自性についての自覺、すなわち、一種の国語意識とのあいだに、相関的な関係をもつと考えられる。

(A)(B)における人麻呂の対外意識、換言すれば、遣外国使の赴く異邦への対抗意識は、当時の貴族・官僚層の国家意識を色濃く反映している。百濟の役で唐軍の捕虜となつた大伴部博麻が、唐土に在つて、上官達を帰国させるために行った献身的行為(身売り)を、持統女帝が「尊朝愛国」の念のあらわれとして顕賞したと記す『日本書紀』の記事や、あるいは、楚州塩城県の「唐人が「海東」の「大倭国」を「君子国」と呼んだと伝える、『続日本紀』所載の、遣唐使粟田真人(大宝元年―七〇一年

一拜命)の帰朝報告<sup>13)</sup>などは、いわゆる「白鳳皇権」の盛期に、朝廷・皇室、ないしは、そこに仕える貴族・官僚たちが、朝廷・皇室への尊崇の念に裏うちされた国家意識の発揚を企図していたことを如実に示しているけれども、当代を代表する宮廷歌人として、「白鳳皇権」の政治理念を倭歌を以て代弁する立場にあった人麻呂が、(A)(B)において表出する対外意識は、まさに、そうした国家意識に立脚するものであった。

要するに、長・反歌(A)(B)は、国家意識に根ざした対外意識と、「言霊」の宿る言語である点に日本語の外国語に対する独自性を見出そうとする国語意識とを、密接かつ不可分な形で結合させている。(A)(B)は、先述の『古事記』序と並んで、わが国の古代社会に、すでに、ナショナリズムと結びついた国語意識が萌芽していたことを示す好個の一例であると言えよう。

#### 4

古代ギリシアでは、ギリシア語を解さない非ギリシア民族の総称として、「バルバロイ」(βαρβαροί)という語が用いられた。元来「どもる者」を意味するこの語には、「なにか口からオトが出てはいるが、そのオトはまともなことばになっていないという判断」<sup>14)</sup>がこめられている。すなわち、この語の背後には、ヘラスの民が共通語として話すギリシア語のみが人間の言語であり、他民族の話す非ギリシア語は、言語の体をなさない単なる音声でしかないという認識がひそんでいる。

この種の認識は、古代日本人のあいだにも見られる。たとえ

ば、『萬葉集』に散見する、

言さへく唐の崎(巻第二、一三五―人麻呂)

言さへく百濟の原(巻第二、一九九―人麻呂)

さひづらふ漢女(巻第七、二二七―人麻呂歌集非略体)

さひづるや唐確(巻第十六、三八八―飛鳥朝乞食者)

といったような言辞は、中国語(唐語)、朝鮮語(百濟語)などを、意味の通じないことば、鳥のさえずりのようなことばとみなす言語観を表明するものであるが、この言語観が、日本語のみを意味の通じる人間のことばと解し、かつ、意味の通じない鳥語の如き外国語に対するその優越性を確信する態度に根ざしていることは、ことさらに論ずるまでもない。そして、そうした態度の萌芽は、明らかに、日本語への自意識、すなわち国語意識の成立と軌を一にしている。

さて、外国語への優越感に裏うちされた右のような言辞は、『万葉集』の中でも、人麻呂ないしは人麻呂の時代に集中してあらわれる。このこと、および、これらの言辞よりも古層に属する古代文献中の章句に、国語意識表出の確例を見出しえない点から、国語意識成立の時期は、人麻呂の時代に特定される。すなわち、日本古代の国語意識は、人麻呂の時代に芽生えたと考えられる。

太安萬侶による「現古事記」編纂の時(和銅五年)をくだること、およそ二十年の後(天平五年三月三日)、山上憶良は、遣唐大使多治比真人広成を饒するにあたって、「好去好來の歌」と題する三首の長・反歌(『萬葉集』巻第五、八九四―八九六)を

詠んだ。「好去好來の歌」は、先掲の人麻呂の長・反歌(A)(B)三二五三―三二五四と同様に、大海を渡る官人の無事を祈願することに主眼を置くものであるが、そこに押し立てられた長歌(八九四)の冒頭部には、次のような言辭が見える。

神代より 言ひ伝て来らく 言辭が見える。 大和の国は  
皇神の 敬しき国 言靈の 幸はふ国と 語り継ぎ 言  
ひ継がひけり……

「大和国」、すなわち日本国を、皇祖の神の御靈の尊嚴なる国(「皇神の敬しき国」とみなし、さらに、ことばにこもる靈的な力がふるいたち幸をもたらす国(「言靈の幸はふ国」ともみなすこの言辭は、遣唐使の赴く唐国に対して、日本国の独自性を際立たせようという意図によつて貫かれてゐる。すでに別稿において詳述したように、(ア)「皇神の敬しき国」という規定は、皇祖神が、「言靈」の作用に呼応して諸自然神を——遣唐使の安全に寄与せしめる方向に——統制する存在であることを強調するものとして、(イ)「言靈の幸はふ国」という規定と密接不可分に結びついている。(イ)は、「言靈」の内在する言語としての日本語の特性を強調する国語意識に基づく規定であり、明らかに、人麻呂以来の伝統に連なるものであるが、それと、天皇・皇室の祖神の尊嚴を強調する表現でもある(ア)とを緊密な關係に置くことによつて、憶良の国語意識は、人麻呂のそれよりも、よりいっそう明瞭かつ組織的な形で、古代天皇制の政治理念に根ざしたナショナルリズムと結びつくことになる。かくして、人麻呂の時代に芽生え、人麻呂から安萬侶へと至る国語意識の系

譜は、ナショナルスティックな様相を一段と際立たせつつ、憶良にもつながつてゆく。

古代の国語意識は、後に、真名に対して仮名が成立し、倭歌を中心に仮名表記が定着したことによつて、ことさらなる表記意識から解放され、ひたすら、「言靈」の内在する言語である点に日本語の対外的独自性を見出す意識として、発揚されることになる。たとえば、「やまとうた」の功用は、「力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男・女の中をもやはらげ、猛きもののふの心をも慰むる」点に存するという『古今集』仮名序の主張は、一面において『詩経』大序の影響下に立つものと解しうるけれども、仮名序全体が日本固有の表現形式たる「やまとうた」の特性を——由来、技法等に関する諸問題をも含めて——自覚的に検証しようという意図に貫かれてゐる点に留意するならば、この主張は、「力をも入れずして天地を動かす」「言靈」の力への信頼に基づいて、漢詩文に対する倭歌文芸の本源の独自性を確示しようという意識、すなわち、いわば「倭歌意識へと収斂した国語意識」を反映していると考えられる。

以上の考察を通じて、日本古代の国語意識の内実と、その成立事情とが概観されたのではないかと思われる。既述の如く、古代の国語意識は、古代天皇制の政治理念に裏うちされたナショナルリズムに結びつけられつつ発揚された。それは、天皇制の絶対的求心力が衰微した古代末以後の時代には、日本語そのものの対外的独自性を誇示しようという志向性を次第に弱め、

右に見た「古今集」序の姿勢が示唆しているように、むしろ、倭歌という一文芸形式の本質・本源を自覚的に検証する歌論ないしは文芸論のうちに包摂されてゆく傾向にある。しかしながら、それは、歌論ないしは文芸論の中に、完全に溶解してしまつたわけではない。

古代の国語意識は、江戸期の国学者たちの発言を通じて、再び、歴史(思想史)の表面に浮上する。たとえば、本居宣長は、殊に皇国は、言霊の助くる国、言霊の幸はふ国と古語にもいひて、実に言語の妙なること、萬国にすぐれたるをや。

(『くす花』上巻)

と述べているが、こうした発言は、古代の国語意識の復活を告知するものにほかならない。

幕末から明治に至る政治的変革が、国学の影響と無縁ではありえなかつた点を顧慮するならば、明治期の為政者たちによる共通語・標準語としての国語形成の営みが、近代国家構築への意欲のみならず、国学を媒介として伝えられた古代の国語意識にも支えられていたであろうことは、想像に難くない。古代の国語意識は、共通語・標準語としての国語形成に、間接的な形で参与していたのではなかつたかと推定しうる。

しかし、古代の国語意識が、一面において、盲目的な対外的優越感に根ざしていた点に留意するならば、その国語(共通語・標準語)形成の精神的支えとしての側面のみを強調しすぎるのは、学問的責務についての自覚を欠く態度であると言わざるをえない。なぜなら、かつて植民地に対して行われた強制的・

強圧的な日本語化の例が端的に証示しているように、盲目的かつ不合理な対外的優越感に立った国語意識は、時として、ひたすら日本語だけを絶対視し、他国語を人語にあらざるが如くに蔑視するファナティックな精神を生み出すことがあるが、国語意識あるいは国語意識史の研究は、この点に国語意識発揚のマイナス面が存することを指摘すべき義務をも担っているからである。

(1) F. Coullins, *Sprache und Staat*, Berlin, 1985——山下公子訳『言語と国家』(岩波、一九八七年)四二ページ参照。

(2) 田中克彦『ことばと国家』(岩波、一九八一年)一〇二—一〇三ページ参照。

(3) フランスは、現在、バスク人、ブルトン人、アルザス人など七つの少数民族集団を擁する。F. Coullins 前掲邦訳六三—六四ページ参照。

(4) F. Coullins 前掲邦訳三〇—三二ページ参照。

(5) 田中克彦前掲書五「母語から国家語へ」参照。

(6) 以下、『古事記』の訓読は、新潮日本古典集成『古事記』による。

(7) 以下、『萬葉集』の訓読は、主として、新潮日本古典集成『萬葉集』による。

(8) 伊藤博『萬葉集の表現と方法』上(塙書房、一九七五年)一四—一五ページ参照。

(9) 新潮日本古典集成『萬葉集』四、三七—三九ページ頭注。

(10) (A) (B)は、人麻呂が大寶元年(七〇一年)拜命の遣唐使に贈った作である可能性が高い。しかし、そう断定するための確実な根拠が見当たらない。それゆえ、本稿では、遣新羅使などの可能性を加味して、「遣外国使」と記す。

(11) 作者は、冒頭部で、「言挙げ」を不要とする国としての日本国の在り方を強調するが、「しかれども」以下においては、自らの「言挙げ」によって「言霊」をふるいたたせようと企図し、それゆえに、一転して、「言挙げ」を是とする立場に立つ。

(12) 『日本書紀』持統四年十月二十二日条。

(13) 『続日本紀』慶雲元年七月一日条。

(14) 田中克彦前掲書三ページ。

(15) 拙稿「古代日本人の言霊思想」(『比較思想の途』3、一九八四年、一〇一〇ページ)

(16) 高橋進『人倫の理法』(大明堂、一九八一年)二一八ページ以下参照。

(いとう・すすむ 東北歯科大学講師)